

第1章 総 則

第1条 公益社団法人日本小児科医会（以下本会）の会員は、子どもとその家族に寄り添い、常に子どもの健全育成を念願し、小児医療・保健・福祉の充実を目指して活動している。子どもの疾患への対応と、子どもの健全な心身の発育への総合的な育児支援をおこない、地域の小児医療・保健・福祉の推進に寄与することのできる地域総合小児医療認定医及び指導者を養成することを目的として、本認定医制度を設立する。

第2条 地域総合小児医療認定医とは、以下の責務を果たすに足る医師である。

- (1) 地域の子どもの健全な心身の発育のために育児支援をおこない、医療・保健・福祉の推進に寄与する。
- (2) 子どもの代弁者として、障がいのある子どもを含め、すべての子どもと家族が適切な身体的・精神的・社会的支援を受けることができるように寄与する。
- (3) 子どもがどの地域に住んでいても、適切な医療・保健・福祉を継続して受けられるように、医療機関、行政機関、教育機関、地域社会などの“子どもに関わる人々”とのネットワークを構築し、その中心的な役割を果たす。
- (4) 救急・時間外診療を含めた地域の小児医療を十分な医療連携の下で実践する。
- (5) 健康増進の啓発活動、教育、調査・研究活動をおこなう。
- (6) 子どもを守るために地域の政策へ積極的に貢献する。

第3条 本認定制度における指導者とは、第2条に規定した地域総合小児医療認定医を自律的・持続的に育成するために不可欠な存在として、以下の要件を満たす医師とする。

- (1) 地域総合小児医療認定医である。
- (2) 指導者として優れた資質を持ち、教育、指導のマインドと技術を持つ。
- (3) 地域小児医療を包括的にコーディネートし、小児とその家族のための医療・保健・福祉に寄与することのできる能力を持つ。

第4条 本会は本制度の目的を達成するために、公益社団法人日本小児科学会（以下、日本小児科学会）、公益社団法人日本小児保健協会（以下、日本小児保健

協会)、一般社団法人日本小児期外科系関連学会協議会、一般社団法人日本外来小児科学会、公益社団法人日本医師会(以下、日本医師会)など小児に関する団体と連携する。

第5条 本制度の維持と運営のために、地域総合小児医療検討委員会(以下、検討委員会)と地域総合小児医療認定審査会(以下、認定審査会)を設ける。

第2章 検討委員会

第6条 検討委員会は、第1条の目的を達成するために第4条に掲げた各団体及び本会諸委員会と連携をとり必要な研修内容を整備する。

第7条 検討委員会の委員は、役員等選挙施行規程に規定する別表2の各ブロックより1名ずつ委嘱する。

2 任期は、2年間とし、再委嘱を妨げない。

第8条 検討委員会は、検討委員会委員、担当理事、担当副会長をもって構成する

2 検討委員会委員長は委員の互選によるが、再選を妨げない。

3 委員長は検討委員会を必要に応じて開催し、担当理事は会議内容と決定事項を理事会に報告し、承認を得る。

第3章 認定審査会

第9条 認定審査会は、第1条に掲げる目的を遂行するために必要な認定医、および指導者の認定業務を行う。

第10条 認定審査会委員は、役員等選挙施行規程第3条第1項に規定する各地域より1名ずつ委嘱する。

2 任期は、2年間とし、再委嘱を妨げない。

第11条 認定審査会は、認定審査会委員、検討委員会委員長、担当理事、担当副会長をもって構成する

2 認定審査会委員長は委員の互選によるが、再選を妨げない。

3 委員長は認定審査会を年1回以上開催し、担当理事は会議内容と決定事項を理事会に報告し、承認を得る。

4 認定審査会の議事は、出席者の3分の2以上の賛成でこれを決する。

第4章 認定医の申請資格

第12条 認定医の申請資格は、下記の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請年度に、本会会員であること
- (2) 小児科専門医、小児外科専門医、小児外科認定登録医または地域総合小児医療検討委員会で承認された外国の小児科専門医であること
- (3) 検討委員会が別に定める認定基準（注1）を満たしていること

（注1）認定基準

- (1) 単位は地域総合小児医療認定医制度に関する規程施行細則（以下細則）の別表に記した単位に基づいて算出し、単位総括表 及び 研修記録簿に記載すること。
- (2) 申請年度の前年、前々年度の2年間に地域貢献活動100単位以上、及び生涯研修40単位以上を取得していること。

第5章 認定申請

第13条 認定のための申請は、次の各号に定める書類を認定審査会に提出することにより行う。

- (1) 地域総合小児医療認定医 認定申請書
- (2) 小児科専門医、小児外科専門医、または日本小児外科学会認定登録医認定証の写し
- (3) 単位総括表 及び 研修記録簿
- (4) 認定審査料（支払を証明する振込受領証の写しなど）

第14条 本会は、認定審査会の報告に基づき認定証を交付する。

第15条 認定期間は5年間とし、認定更新を経なければ、引き続いて認定医を呼称することはできない。

第6章 認定医の更新

第16条 認定医の更新要件・手続きに関しては、別に細則に規定する。

第7章 認定医資格の喪失

第17条 認定医が次の各号に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由を付して認定医としての資格を辞退したとき
- (2) 本会会員の資格を喪失したとき
- (3) 申請書類の虚偽が認められたとき
- (4) 認定医としてふさわしくない行為があったとき

第8章 指導者の認定申請、認定更新

第18条 指導者の認定を申請するためには、認定医取得後または更新後、次の更新までの間に本会の行う指導者研修会を1回以上受講すること。

第19条 指導者の申請は、次の各号に定める書類を認定医更新申請の際に更新申請書類と合わせて認定審査会に提出することにより行う。

- (1) 地域総合小児医療認定医指導者 認定申請書
- (2) 地域総合小児医療認定医指導者研修会の受講証の写し
- (注) 認定医の更新と同時に申請する場合は、指導者の認定審査料は不要

2 前項を原則とするが、認定医の更新を済ませている者が次回認定更新を待たずに指導者の申請を希望する場合は、下記の各号に定める書類を認定審査会に提出することにより行うことができる。

- (1) 地域総合小児医療認定医指導者 認定申請書
- (2) 直近の更新後の地域総合小児医療認定医指導者研修会の受講証の写し
- (3) 小児科専門医、小児外科専門医、または日本小児外科学会認定登録医認定証の写し
- (4) 指導者認定審査料（支払いを証明する振込受領証の写しなど）

第20条 認定審査会の報告に基づき指導者認定証を交付する。

第21条 指導者の認定期間は5年間とし、指導者更新を経なければ、引き続いて指導者を呼称することはできない。

第22条 指導者の更新要件・手続きに関しては、別に細則に規定する。

第9章 指導者資格の喪失

第23条 指導者が次の各号に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 正当な理由を付して指導者としての資格を辞退したとき
- (2) 本会会員の資格を喪失したとき
- (3) 地域総合小児医療認定医の資格を喪失したとき

- (4) 申請書類の虚偽が認められたとき
- (5) 指導者としてふさわしくない行為があったとき

第10章 本制度の運営

第24条 この規程に定めのないもの、及び本制度の運営に必要な事項は、別に定める。

第25条 この規程の改廃は、理事会で決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日より施行する。
- 2 平成26年4月1日より平成31年3月31日までの間に行われる認定医新規申請は公益社団法人日本小児科医会 地域総合小児医療認定医暫定制度に関する規程による。その間に、認定された地域総合小児医療認定医も平成31年4月1日以降は、本制度に則り、運用される。
- 3 この規程（一部改正）は、2020年3月15日から施行する。
- 4 この規程（一部改正）は、2022年3月13日から施行する。

公益社団法人日本小児科医会
地域総合小児医療認定医制度に関する規程施行細則

第1条 認定医資格更新の要件は次のとおりとする。

認定医資格更新は、認定を受けてから5年以内に、次の各号に定める条件を満たしている場合に、認定更新の申請をすることができる。

- (1) 引き続き本会の会員であること
- (2) 更新申請時、小児科専門医、小児外科専門医、小児外科認定登録医または総合小児医療検討委員会で承認された外国の小児科専門医であること
- (3) 4月1日から翌年3月末までの1年間に、地域貢献活動40単位以上及び生涯研修10単位以上を取得基準として合算して50単位以上を取得し、初回更新時は4年間で200単位以上取得していること。(なお、2回目以降の更新時は前回更新前の5年目と、更新後の4年間を合算した5年間で250単位以上取得していること)

ただし、上記取得基準を満たしていない場合であっても、年間50単位以上取得している者(2回目以降の更新時に250単位以上を取得している者を含む)が理由を添えて申し出た場合には、審査会の協議の上、取得単位として認定することができる。

- 2 単位取得の対象となる地域貢献活動及び生涯研修は別表のとおりとする。
- 3 なお、該当する期間に病気療養、出産、育児休業、留学など単位取得が困難な場合には、更新猶予願いを、理由を添えて認定審査会に提出する。認定審査会で審議を行い、更新手続きの猶予の可否、猶予期間を決定する。
- 4 なお災害、事故などにより期限内の更新ができない場合には認定審査会に、その旨申し出ることができる。

第2条 指導者資格更新の要件は次のとおりとする。

- (1) 引き続き認定医資格更新をすること
- (2) 指導者研修会を原則5年間で1回以上受講すること

- 2 なお、該当する期間に病気療養、出産、育児休業、留学など認定医資格更新および指導者研修会の受講が困難な場合には、第1条3項に準じる。

第3条 認定医の更新を行う場合は、認定期間の切れる前の更新申請締切り期日までに以下の書類を、認定審査会に提出する。

- (1) 地域総合小児医療認定医 更新申請書
- (2) 単位総括表 及び 研修記録簿

単位記録簿には単位取得を確認する書類を添付する

(3) 認定審査料（支払を証明する払込受領証の写しなど）

(4) 小児科専門医、小児外科専門医または日本小児外科学会認定登録医認定証の写し（更新時にそれぞれの専門医であることが確認できるもの）

第4条 指導者更新申請は、指導者取得後、次の認定医更新申請にあわせて行う。

認定期間の切れる前の更新申請締切り期日までに、認定医更新の書類に加えて、以下の書類を、認定審査会に提出する。

(1) 指導者更新申請書

(2) 指導者研修会の受講証の写し

第5条 認定審査会は、認定更新申請を受けて審査を行い、認定医および指導者資格を更新する。ただし初回の更新は4年間の単位で評価する。

第6条 本会は指導者研修会を年1回以上開催する。

2 検討委員会が当該研修会の研修内容の設定及び運営を行う。

第7条 この施行細則の改正は地域総合小児医療検討委員会の議を経て理事会の承認を得て決定する。

附 則

1 この施行細則は、平成31年4月1日より施行する。

2 この規程施行細則（一部改正）は、2020年3月15日から施行する。

3 この規程施行細則（一部改正）は、2022年3月13日から施行する。

別表

I. 地域貢献活動の単位表(1年あたりの単位)

(1) 小児救急医療

1. 小児初期救急医療への参加 1) 初期小児救急医療(医師会診療所、自治体診療所、病院併設型等、休日夜間在宅輪番)	平日準夜、深夜、土・日曜日、休日日勤 年 12 回以上 1 年間 15 単位 年 11 回以下 1 年間 10 単位 在宅輪番 日勤帯 1 回 1 単位 日勤準夜 1 回 2 単位
2) 病院勤務医(一次から三次救急)	平日準夜、深夜、土・日曜日、休日日勤 年 12 回以上 15 単位 年 11 回以下 10 単位
2. #8000、#7119 電話相談事業への関与(後方支援)	電話相談後方支援 1 日 1 単位 #7119 1 回 1 単位
3. その他	医師会 ACLS 研修(AED 講習会)受講 5 単位 PALS・JPALS 講習会受講 5 単位

(2) 母子保健、乳幼児健康診査

1. 乳幼児健診	年間 100 件以上 10 単位 年間 100 件未満 5 単位
2. 母子保健	ペリネイタルビジット 10 単位 母親学級など講演 1 回 2 単位
3. 健診後 2 次医療機関における精密健診	年間 10 件以上 10 単位 年間 1~9 件 5 単位

(3) 予防接種

1. 予防接種	定期予防接種実施 10 単位 任意予防接種実施 10 単位
2. 予防接種啓発活動	医師・メディカルスタッフ向け講演会講師 1 回 5 単位

	一般市民向け講演会講師 1回 5単位
--	-----------------------

(4) 乳幼児保健

1. 保育所嘱託医・幼稚園園医・認定こども園園医 就任	保育所嘱託医 1か所 10単位 2か所以上 20単位 幼稚園(認定こども園)1か所 10単位 2か所以上 20単位
2. 乳幼児に関わる、市町村開催の障がい児、検尿、栄養などの委員就任	各1年 5単位
3. 保護者会参加・講習会講師、児童、保育士、幼稚園教諭への講話	各1回 5単位
4. 健診後2次医療機関における精密健診受託	年間 10件以上 10単位 年間 1～9件 5単位
5. アレルギー疾患生活管理指導票、保育所連絡票の交付	年間 5単位

(5) 学校保健

1. 学校医	小学校、中学校、高校1校 10単位 2校以上では 20単位
2. 公的な学校検尿、心臓疾患、結核、側弯症などの委員会の委員就任	各1年 5単位
3. 保護者会参加・講習会講師 児童、学童、教師などへの授業、講話	各1回 5単位
4. 健診後2次医療機関における精密健診受託	年間 10件以上 10単位 年間 1～9件 5単位
5. 生活管理指導票(アレルギー、腎疾患、心疾患)の交付	年間 5単位

(6) 小児在宅医療

1. 医療機関の事情に合った在宅医療の実施	診療報酬請求を行っている 10単位 小児在宅実施医療機関への協力 5単位
2. 在宅移行への地域連携会議、訪問看護	1回 5単位

ステーションとの連携会議などへの参加	(上限:年間10単位)
--------------------	-------------

(7) 子どもの虐待、発達障害、子どもの心の問題

1. 日本小児科医会「子どもの心」相談医	年間10単位
2. 地域子ども虐待対策協議会、要保護児童対策協議会などの委員就任	各1年5単位 (上限:年間10単位)
3. 要支援児童、発達障害児の地域対策会議などへの参加	1回5単位 (上限:年間10単位)
4. 院内、虐待対策委員会への参加	1回5単位 (上限:年間10単位)

(8) 子どもに関わる人々とのネットワークの構築

日本医師会、郡市区医師会役員	各1年間5単位(上限年間10単位)
日本医師会、郡市区医師会委員会委員	各1年間5単位(上限年間10単位)
日本小児科医会、都道府県小児科医会役員	各1年間5単位(上限年間10単位)
日本小児科医会、郡市区小児科医会委員会委員	各1年間5単位(上限年間10単位)
地域行政機関との連携、関係委員会委員就任 (地域保健委員会、行政子育て相談参加児童相談所との連携)、(教育委員会など地域で活動するグループ)との連携 (子どもと関わりのあるNPO法人への参加、子どもの権利条約の会への参加)	各1年間5単位(上限年間10単位)

(9) 育児支援

一般市民向け講演実施	講演会演者1回	5単位
子ども健康週間催し物への参加	子どもの健康週間参加1回	5単位

(10) 病児保育・病後児保育

病児保育・病後児保育の実施	医療機関併設型病児保育所開設 1年間10単位
	行政・保育所併設型病児保育協力 1年間3単位

(11) 医学生・臨床研修医への地域研修

医学生・臨床研修医・専攻医の地域研修実施	医学生・臨床研修医・専攻医の受け入れ 1年間10単位
医療者（医師、看護師、保健師など）の地域研修実施	医療者への講義、研修事業 1回5単位 (上限：年間10単位)

Ⅱ．生涯研修の単位表（詳しくは、日本小児科医会ホームページに掲載され、逐次更新されている）

1回10単位

日本小児科医会

- 総会フォーラム
- 生涯研修セミナー

日本小児科学会

- 日本小児科学会学術集会

日本小児保健協会

- 日本小児保健協会学術集会

日本外来小児科学会

- 日本外来小児科学会年次集会

1回5単位

日本小児科医会

- 乳幼児学校保健研修会
- 「子どもの心」研修会（前期2日間）
- 「子どもの心」研修会（後期2日間）
- 思春期の臨床講習会
- 「子どもの心」研修会（導入編）
- 「子どもの心の診療医」養成研修

- 小児救急研修会
- 予防接種・海外渡航合同研修会（2019年度まで）
- 家庭看護力醸成セミナー（2019年度まで）

1回5単位

日本小児科学会

- 思春期医学臨床講習会
- 乳幼児健診講習会
- 園医・看護職・保育士のための研修会

日本小児保健協会

- 小児保健セミナー
- 多職種のための発達障害の研修会
- 多職種のための乳幼児健診講習会

日本外来小児科学会

- 園・学校保健勉強会
- 実習指導者研修会

日本医師会開催 1回5単位

- 母子保健講習会
- 学校保健講習会
- 学校保健学校医大会（全国、地区）

1回5単位

- 都道府県小児科医会開催学術集会*
- 市町村小児科医会学術講演会**
- 学校保健研究大会参加
- 医師のための母乳育児支援セミナー
- 小児神経学会在宅医療講習会

*、** 詳しくは、日本小児科医会ホームページにリストを掲載。

単位基準としては

- 1) 各小児科医会の年次計画にあり、定期的開催が見込まれるもの（製薬会社など他団体との共催は可、後援のみ不可）
- 2) 2演題以上または、60分以上の1演題
- 3) 対象に各小児科医会会員が含まれること
- 4) 同一の研修会・講演会で年間複数回開催されるものは年間2回までの単位を付与する。